

校正仕様確認書の記入方法

校正仕様確認書とは

東京都質量標準校正事業で実施する分銅のJCSS校正の仕様について記載したもので、申請を依頼された方と、都JCSS担当者相互で内容の確認を行い、署名等を行うものです。

申請を依頼される皆様は、あらかじめ内容をご確認くださいませようお願いいたします。

校正使用確認書の内容（①から⑤を含む）をご確認後、申請依頼者氏名（申請担当者氏名）を記入の上、ご依頼ください。

様式3

校正仕様確認書

①	被校正分銅の要件	基準器検査規則、OIML R111-1、JIS B 7609 のいずれかに準拠							
	校正実施場所	以下の東京都計量検定所内 指定校正施設 <table border="1"> <tr> <td>クリーンルーム</td> <td>F₂級 (1 mg~20 kg)、M₁、M₂級 (10 mg~1 kg)</td> </tr> <tr> <td>天びん室</td> <td>M₁、M₂級 (2 kg~20 kg)</td> </tr> <tr> <td>台秤室</td> <td>M₁、M₂級 (50 kg~1 000 kg)</td> </tr> </table>		クリーンルーム	F ₂ 級 (1 mg~20 kg)、M ₁ 、M ₂ 級 (10 mg~1 kg)	天びん室	M ₁ 、M ₂ 級 (2 kg~20 kg)	台秤室	M ₁ 、M ₂ 級 (50 kg~1 000 kg)
クリーンルーム	F ₂ 級 (1 mg~20 kg)、M ₁ 、M ₂ 級 (10 mg~1 kg)								
天びん室	M ₁ 、M ₂ 級 (2 kg~20 kg)								
台秤室	M ₁ 、M ₂ 級 (50 kg~1 000 kg)								
	校正値	協定値							
	校正方法	東京都質量標準校正事業 品質マニュアルによる							
	校正手順	東京都質量標準校正事業の校正手順書による (下請負契約事項はありません)							
	校正使用機器	東京都質量標準校正事業「常用参照標準等管理規程」及び、「校正用機器管理規程」で管理された以下の機器 (1) 常用参照標準： OIML E ₂ 級 (JCSS 校正証明書付) (2) (1)にトレーサブル以下の実用標準 ①F ₁ 級 : 1 mg~20 kg<円筒形・線状> ②F ₁ 級 : 20 kg<直方体 (50 個組合せ)> ③F ₂ 級 : 2 kg~20kg<円筒形・直方体> ④F ₂ 級 : 1 000 kg<直方体> ⑤F ₂ 級 : 500 kg<円筒型> (3) 質量比較器 測定能力：最小 1 mg~最大 1 000kg まで (4) 校正環境測定機器 ①温度計 ②湿度計 ③気圧計							
②	不適正発生の場合	文書での連絡及び確認							
	被校正分銅外観確認	校正依頼分銅確認表による							
③	標準処理期間	申請日より30日間とする。 東京都行政手続条例第6条「窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱第3条 (別表1)」							
	顧客機密情報の保護	「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づく							
確認欄	受付番号	上記校正仕様及び分銅チェック結果を確認し校正を依頼します。 ④	校正担当責任者 又は技術管理者						
		⑤ 申請依頼者氏名 (申請担当者氏名)							
		年 月 日	年 月 日						

①被校正分銅の要件

JCSS校正の実施対象となるものです。詳細は様式4「校正依頼分銅確認表」の記入例をご確認ください。詳細をご相談したい方は、担当部署にご連絡ください。(問合せ先)

03-5617-6633
 検定課質量圧力計担当
 (JCSS担当)

②不適正発生の場合

構造要件や最大許容誤差を逸脱した分銅の場合は、不適正と判断しその旨を文書でお伝えします。なお、不適正の場合は校正証明書を発行しません。

③標準処理期間

東京都条例で定める手続きの通常処理期間で、JCSS校正は土、日、祝日を含まない30日間です。

④分銅チェック結果

様式4「校正依頼分銅確認表」に記載いただいた内容と、JCSSのご依頼をいただいた分銅を、当所担当者と相互に確認していただきます。

⑤申請依頼者氏名（申請担当者氏名）

様式1「質量標準校正依頼申請書」に記載いただいた申請者名の記入をお願いします。

また、④での都JCSS 担当者と相互に内容を確認した後、申請の手続きに来られた方（申請担当者氏名）の自署をお願いします。